

〈自由投稿論文〉

# 日本占領期ジャワにおける隣組制度の段階的導入 —バンドゥン市の隣組を中心として—

小林 和夫

Phased Introduction of *Tonarigumi* (Neighborhood Association)  
System in Java under the Japanese Occupation:  
A Focus on Bandung City

KOBAYASHI Kazuo

## 要約

本論の目的は、日本占領期ジャワにおける隣組制度が、1944年1月のジャワ全土での導入前に、段階的に各地で設置されていたことをあとづけることにある。本論では、日本占領期のジャワで隣組制度がいちはやく導入されたバンドゥン市における既存の隣保制度、隣組の法的位置づけ、設置目的、機能を論じる。

分析の結果、本論で示したバンドゥンをはじめとする各地の隣組は、ジャワ軍政による動員と統制を容易にする機能をはたしていたこと、インドネシアの「伝統」とされ、相互扶助を表象するゴトン・ロヨンを制度化するかたちで導入されたことが明らかになった。

キーワード：隣組、家族会、バイトゥル・マル、ウィラナタクスマ、伝統、ゴトン・ロヨン

## はじめに

本論の目的は、日本占領期ジャワにおける隣組制度が、1944年1月のジャワ全土での導入前に、段階的に各地で設置されていたことをあとづけることにある。

日本占領期のジャワにおける隣組については数多くの研究がある。これらの研究の知見を概括すると以下の2つの論点に大きく整理することができよう。

第1に、隣組が日本軍政への協力推進のために住民の動員と統制の役割を草の根で担ったとするものである（西嶋・岸1959：186－187；Anderson 1961：45；Reid 1974：16；Kanahele 1967=1977：221；Friend 1988：101；Frederick 1989：114－115）。

第2には、第1の論点にふれながらも、隣組制度の導入がジャワ社会の変容を促したとみるものである（Benda 1958：154－155；Anderson 1966：42；Cribb 1991：40－41；倉沢1992：242－253；Sato 1994：72，74－75；小座野1997a：15－20，1997b：44－46，2001：74－77；Hering 2002：332－334；小林2006：16－17）。

しかし、ジャワの隣組が各地で段階的に導入されていたことについて詳細に言及している研究は皆無に近い。筆者が史資料で確認できたもので導入が早かった順に示すと、日本占領期のジャワでは、1943年3月にバンドゥン市（Tjahaja 1943. 12. 8, Asia Raja 1944. 3. 9）、同年8月にスラバヤ市（ジャワ新聞社 1944：212）、同年12月にペカロンガン州（治官報14号：26, Sinar Baru 1943. 1. 21）、マラン州（ジャワ新聞 1944. 12. 5）、ケドゥ州（ジャワ新聞 1943. 11. 21）で隣組の設置がなされている。

本論では、日本占領期のジャワでもっとも早く隣組制度が導入されたバンドゥン市を中心に、隣組制度の段階的導入の経緯と背景についてみてきたい。本論の構成を示す。1では、日本占領期以前にバンドゥン県で設置された2つの隣保制度に言及する。2では、日本占領期のジャワでいち早く導入されたバンドゥン市の隣組制度の法的位置づけを確認する。3では、バンドゥン

市の隣組の設置目的を法令から示す。4では、バンドゥン市の隣組の機能5点を論じる。5では、その他の地域でも、隣組制度が導入されていたことを述べる。

## 1. 日本占領期前におけるバンドゥン県の隣保制度

### 1-1. 家族連合会の設置

バンドン県では、日本占領の3年前の1939年に、当地の県長（ブパティ）を務めていたウィラナタクスマ（R.A.A. Wiranatakoesoema）<sup>(1)</sup>によって、イスラームの教理にもとづいた隣保制度が導入されていた（Soeara MIAI 1943. 6. 1, No.13: 10）。ウィラナタクスマは、クルアーンの啓示に着想を得て、相互愛の聖なる絆によって、家族と家族を結びつける小規模の共同体の構築をこころみた。その共同体が、家族連合会（Badan Perserikatan Keluarga）という隣保組織であった（Pikiran Rakyat 2010. 3. 1, Soara MIAI 1943. 7. 1, No.13: 10）。

家族連合会は、住民から選挙で選出される組長を担い手とした。この組長は、ウィラナタクスマによってロイス（Rois）<sup>(2)</sup>と命名された。ロイスは家族連合会の担い手として以下7点の責務を負った。

1. 最大で40世帯を掌握する。
2. イスラーム教の教義と禁忌を隣保組織の成員に教育・指導する。
3. 国の指令にしたがい、共同生活の目的のために協働する。農業、経済、健康などを発展させる。
4. 毎日、全成員の健康状態を知ること。成員が、貧困のために健康を損なったり、診療を受けられないなどの問題が起こらないようにする。
5. 家族（妻子）を残して遠隔地に行く用事があるときは、成員に知らせる。
6. 離婚や新住民の世帯の記録を持つ。
7. 全世帯からの申し出や区長から許可を得た場合は、協議を行なうことができる。

最大40世帯に対して、イスラームの教義・禁忌を教育・指導し、国からの指令を受けて協働し、健康状態を把握し、住民の離婚・転入を記録し、協議の場を設けて主催する—という多様な指導力がロイスに期待されている。これらの指導力をもつロイスには、住民の評判が良いこと、イスラーム教徒であること、読み書きがよくできること、十分に経験があること—などが要件として求められた。当時のジャワの一般住民の識字率<sup>(3)</sup>が5パーセントに満たなかったことからすれば、ロイスに選出されることは、識字能力一つとってもけっして容易でなかったといえる。また、ロイスの位置づけや権限は以下のように定められた。

1. ロイスはデサの官吏ではないが、カンブンで影響力があり尊敬されている者とする。
2. 区長はロイスに命令することはできない。ただし、区長が協議のためにロイスを招集するとき、または、ロイスに宗教的な訓示を与えるときは例外とする。
3. 必要なときは、ロイスは離婚した世帯、または、一般の世帯に提案することができる。
4. ロイスは区長、または、住民に必要な助言をすることができる。

バンドゥン県で、2つの例外を除いて区長がロイスに対して直接的な指揮命令権をもたなかったことは特筆すべき点であろう。このことは、バンドゥン県が、ロイスを担い手とする家族連合会にある程度の自治的な裁量を与えたことになる。ウイラナクスマが述べているように、家族連合会の設置によって、日本占領期以前のバンドゥン県では、デサの官吏たちがロイスの協力を得て、住民に対するさまざまな業務や指導を行っていたのである (Soeara MIAI 1943 6. 1, No.13 : 10)。

#### 1-2. バイトゥル・マルの創設

ウイラナクスマは、家族連合会を設置後、経済的な困窮者の救済を目的として、バイトゥル・マルをバンドゥン県に導入することを構想していた。

バイトウル・マルとは、イスラーム教のザカート（喜捨）<sup>(4)</sup>を原資とする社会基金である。しかし、オランダ統治期にはバイトウル・マルの創設はかなわなかった<sup>(5)</sup>。

日本の占領統治が開始されると、ウィラナタクスマは、早々にプリアンガン州長官に対してバンドウン県にバイトウル・マルを創設する許可を願っていた<sup>(6)</sup>。これに対して、プリアンガン州長官は、1942年6月に認可する（Tjahaja 1942. 6. 27, 6. 29）。

バイトウル・マルは以下5点の事業を行なった（戸田，1995『アミスノ委員報告文邦訳』：3）。

1. 政府当局ト協力シ働キ得ル貧乏人ニハ職ヲ与ヘソノ面倒ヲミテヤルコト。
2. 喜捨及イスラム教ガ許シテキル金品ヲ集メ又一般ノ寄付ヲツノルコト。
3. 現存回教寺院ノ取締リ及新礼拝堂ノ建立。
4. 現存難民収容所ノ維持監督，及ソノ開設。
5. イスラム教布教ノ強化。

以上のようなバイトウル・マルの活動も、ロイスが担い手となった。既述のように、ロイスにはさまざまな指導力、資質、能力が求められた。とくに、ロイスはムスリムであることが選出の条件であり、その責務の一つはイスラーム教の教義と禁忌を隣保組織の成員に教育・指導することであった。

つまり、バイトウル・マルは、新しい組織ではなく、指導力、資質、能力をもつロイスが組長をつとめる家族連合会を一つの単位として行なわれたものであった。では、バンドウン県のバイトウル・マルの活動はどのようなものだったのだろうか。ここで、ミアイ（全ジャワ回教徒連合会）会長・ウォンドアミセノが軍政当局に提出した報告書（戸田 1995『アミスノ委員報告文邦訳』：3-4）から、バイトウル・マルの活動内容のうち、先述した「2. 喜捨及イスラーム教ガ許シテキル金品ヲ集メ又一般ノ寄付ヲツノルコト」の一端を確認してみよう。

現在バンドン県デ実施サレテキル模様ヲ見ルトソノ喜捨物ノ蒐集及施与ハ次ノ方法ニ依ツテ居リマス。

1. 各村ニハ四〇戸或ハ三〇戸ヲ単位トスル隣組ガ組織サレ、ロイスト呼バレル組長ガ一人置カレ、各村ニハ一〇人以上ノロイスガ居リマス、ロイスノ中ヨリ一名ノロイス長ガ選バレ村長ト協力スルコトニナツテ居リマス。
2. 各村ニハ定期的ニイスラム教ノ講習ガ開催サレ、コノ際精神ノ訓話及教徒ノ履ミ行ナフベキ義務特ニ貧乏人其ノ他ノ困窮者ヲ救済スベキ義務等ガ説カレマス。
3. 裕福ナル家庭デハ御飯ヲ炊ク際一日一匙ノ米ヲ寄贈スル義務ガアリマス。ロイスガ是等ノ米ヲ毎日集メタ米ハ(ママ)ロイス長ノ所ニマトメラレマス(此ノ托鉢ノコトヲスンダ語デハペレト云ヒジャワ語デハチヨモット或ハヂユムタント云ツテ居マス)。
4. 集メラレタ米ハ村長及バイタル・マル派出員ノ協力ニ依リ救済ノ必要アル各村ノ窮乏人ニ分ケラレ、又必要ノ場合ニハバイタル・マルノ経費ヲ支払フ為金ニ代ヘラレマス。

このウォンドアミセノの報告書の記述から、バンドン県のバイトウル・マルの活動の一つである困窮者への喜捨・寄付がロイスを担い手として行なわれていることがわかる。ウォンドアミセノは、バンドン県のバイトウル・マルに早くから注目し、軍政当局にバイトウル・マルのジャワ全土での創設の許可を求めていた<sup>(7)</sup>。ウォンドアミセノは、バイトウル・マルの導入によって地域住民に、相互協力(トロン・ムノロン)、相互扶助(ゴトン・ロヨン)の精神と、団結の精神を涵養することができると考えていた(Suara MIAI, 1943. 7. 1. p.3)。

以上から、バンドン県では、バンドン市の隣組制度の導入前に、ロイスを担い手として、家族連合会という隣保制度と、喜捨を原資とする社会基金であるバイトウル・マルが機能していたことが確認できた。いずれもイスラームの教理に着想を得た隣保・社会制度であり、その導入にあたっては、

具体的な設置目的とは別に、住民間の相互協力、相互扶助の精神の涵養がかかげられていたことがわかる。

## 2. バンドゥン市における隣組制度の導入

バンドゥン市は、西部ジャワ最大の都市で、日本占領期にはプリアンガン州に属していた。バンドゥン市では、1943年3月9日に全14条からなる法令「バンドン市地域における隣組規定」<sup>(8)</sup>（以下、「バンドゥン市隣組規程」）によって隣組制度をジャワでもっとも早く導入した。

「バンドゥン市隣組規程」の第2条では、隣組制度の組織形態を規定している。これによれば、区の下に、複数の町会、町会の下に複数の分会、そして分会の下に複数の隣組が置かれることになった。そして、最末端の隣組は最大25世帯から構成される。

「バンドゥン市隣組規程」の参考資料として付された隣組制度導入後のバンドゥン市クーロン区の組織編成図（以下、「組織編成図」）では、クーロン区の分会数は21であり、これにIからXXIまでのローマ数字が付番されている。また、同じくクーロン区の隣組数は108あるが、これにはアラビア数字が付番されている。分会と隣組の付番化は、それぞれの上位機関である町会と分会、ひいては全体を統括する区の住民管理を容易にする。しかしこの付番化はたんに住民の管理上の容易さだけを目的としたものではなかった。

図1は、「クーロン区スカマナ町会第I分会第5隣組の隣組世帯表」（以下、隣組世帯表）である。「隣組世帯表」には、分会と隣組に付番された数字（第1分会第5隣組）にくわえて、世帯主情報—世帯番号、世帯主名、家番号、家の所有者名、付番化された隣組の地図が記載される。

さらに、図2は、「クーロン区スカマナ町会第I分会第5隣組の家族成員登録表」（以下「家族成員登録表」）である。「家族成員登録表」には、第1分会第5隣組の世帯情報—世帯主名、家族名、性別、婚姻の別、生年月日、出生地、職業、宗教・宗派、転入日、転入先、民族、識字の可否、備考が記載される。

軍政当局が「隣組世帯表」と「家族成員登録表」に記載を求めた情報を一瞥すれば、分会と隣組の付番化の真の意味が浮き彫りになる。分会と隣組の

バンドゥン デサ・クーロン / チャバン・スカマナ / I / 5

(バンドゥン クーロン区 スカマナ町会 / I / 5\*)

番号	世帯名	住居番号	住居所有者名	クルアルガ (隣組) 地図
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

注：  
クルアルガ (隣組) 境界

\* (バンドゥン・クーロン区スカマナ町会第 I 分会第 5 隣組をさす)

図1 「隣組世帯表」

出典：Bandoeng Si, 1943b, Keterangan Peratoeran Tata-Keloearga (Tonari-Gumi) dalam Daerah Bandoeng Si, p36. より筆者作成。

付番化は、「隣組世帯表」と「家族成員登録表」に記載される個人・世帯情報に紐付けされることで、住民の動員と統制を構造的・効率的に進めるための基礎的な地域管理データベースへと転化する<sup>(9)</sup>。とくに、町会、分会、隣組と、地域ごとに住民の社会経済的な特徴や実態を把握するためには、「隣組世帯表」と「家族成員登録表」はきわめて重要な基礎資料であった。

バンドゥン市における隣組制度の導入による新しい組織編成は、軍政の上意下達の命令・指揮系統を区—町会—分会—隣組—住民まで貫徹させるシステムを完成させた。また、住民の個人・世帯情報を地域ごとに可視化させることで、住民の動員と統制を効率的に可能にする基盤をつくりあげたといえる。





の異なるものになっている。換言すれば、前者が軍政の業務・事業という可視的で直接的な目的だとすれば、後者は住民の精神・感情・紐帯の涵養・強化という不可視で間接的な目的といえる。では、なぜ前者と後者でこのように質の異なる目的を隣組に求めたのだろうか。まずは、前者、後者それぞれの目的について「バンドゥン市隣組規程」の付属文書である「バンドゥン市隣組規程に関する説明」<sup>(10)</sup>（以下、「バンドゥン市隣組規程説明」）から確認してみよう。

1 点目の「住民に関する全業務の省力化」は、軍政における肥大化する住民業務が背景にあった。既述のように、当時のジャワでは一般住民の識字率はきわめて低かった。軍政の命令や公告は、文字情報を基礎とする日本の回覧板のような方法では徹底することができなかった。このため、軍政から新しい命令や公告がだされるたびに、区の官吏がその都度、住民に説明に回っていた。しかし、隣組の導入によって、区長、町会長、分会長、組長への上意下達のみで住民に命令・公告が徹底されることが可能になる。軍政当局は、隣組の導入によって、住民業務にかかわる三つの省力化、すなわち、時間、労力、モノの省力化をめざしたのである<sup>(11)</sup>。

4 点目の「新事業による相互の繁栄と福祉の達成と、一般法令に違反しない既存の慈善事業・教育の実施」の前半にある「新事業」では、隣組が新しく実施する事業として、社会、経済、衛生、教育などの分野を想定していた。また、後半部分の「既存の慈善事業・教育の実施」とは、バンドゥンで従前に行なわれていた家族連合会やバイトゥル・マルなどの隣保・社会組織をさしている。

以上から、目的の1と4からは、日々、増大する軍政の住民業務の軽減対策や、新規の事業にくわえて従前の隣保・社会組織の事業を踏襲するために隣組制度が導入されたことがわかる。隣組は、軍政の末端機関であった区と住民を媒介する機関として、また、区の住民業務を補完するために導入されたのである。

2 点目に相互協力（トロン・ムノロン）と相互扶助（ゴトン・ロヨン）精神の高揚がかげられた理由は、軍政当局が相互協力と相互扶助の精神を、住民の平和で、豊かで（makmur）、穏やかな日常のつきあいのための第一

要件と考えていたからである。そして、この住民間の日常的なつきあいがみられる近隣関係のあり方こそが、軍政当局が志向する住民の動員・統制の前提となるものであった。

軍政当局は、相互協力、相互扶助の精神はインドネシア独自の特性であるにもかかわらず、実際はすでに廃れたと認識していた。しかし、かつては、相互協力、相互扶助の精神は、デサにおける近隣社会のさまざま助け合いを促した。軍政当局は、かつて存在していたからこそこれらの精神性は復興が可能であるとみていた。そして、これらの精神性を復興するために隣組を設置することはインドネシアの起源・慣習に則したものになるという図式を描いていたのである。

3点目の「近隣関係の感情の涵養と紐帯の強化」の基礎にあるのは、家族の良好な人間関係 (persaudaraan) である。軍政当局は、この家族の良好な人間関係が、隣組、区・村、郡、県、州、全ジャワの良好な人間関係へとつながり、最終的には神聖な共存共栄の「八紘一宇」の精神に到達すると考えた。

1943年に入ると戦況の悪化にともなってジャワの経済状況はさらに疲弊した。このような状況のなかで、軍政当局は戦争協力のために住民を動員・統制する方法を構想していた。しかし、当時のジャワの都市社会は人間関係が希薄であった (Trimurti 1944 : 389)。バンドン市の軍政当局でも、都市における人間関係を「都市郊外ではあちこちでまだ残存している近隣関係の感情が、都市では自分の利害に代わっている」 (Bandoeng Si 1943b : 17) とみていた。「バンドゥン市隣組規程」の署名者でありバンドゥン市長のアトマ・ディナタは、隣組導入前のバンドゥン市における人間関係のあり方を以下のように述懐している。

ゴットン・ロヨンについては私もよく知っていますが、農村方面はとにかくとして、正直なはなし都会地では殆ど行はわれていなかったし行なふには非常に困難だった。そこでとにかく市民が協力一致してやって行かふといふので日本の隣組組織にならって早速隣組を作ったわけですが、現在では市民の生活になくはならぬ大きな役割を演じてゐます

(ジャワ新聞 1944. 3. 10 下線は筆者)。

アトマ・ディナタの述懐から、都市においては、ゴトン・ロヨンに表象される近隣関係や人間関係が希薄化していたことがうかがえる。したがって、バンドン市のような都市では、まず、近隣関係と人間関係をとり結ぶ感情を喚起して回復し、住民の動員・統制が可能な社会につくりかえる必要性があった。そのため、隣組導入の目的として、「相互協力・相互扶助精神の高揚」と「近隣関係の感情の涵養と紐帯の強化」という近隣の社会関係についての住民の精神性や感情について言及し、住民間の人間関係を緊密化しようところみたのである。

住民間の人間関係の緊密化は、隣組設置後、バンドゥン市役所が1943年4月19日から約1ヶ月間住民に対して行なった説明会でも強調された。説明会では、住民間の相互協力(トロン・ムノロン)の精神をより高め、自分だけの利害という悪弊をなくすことが隣組設置の目的であるとされた(Tjahaja 1943. 5. 17)。このことを実践するため、バンドゥン県全体で、同年7月から区長を中心とする相互扶助(ゴトン・ロヨン)運動が行なわれた。具体的には、カンブン内の橋の修繕などが行なわれた。運動の目的は、住民の相互扶助精神と責任感の涵養のほかに、失業中の若者に対して、デサの住民たちの希望となるよう成果を示す機会を与えることにあった(Tjahaja 1943. 7. 1)<sup>(12)</sup>。

#### 4. バンドゥン市隣組の機能

では、バンドゥン市の隣組はじっさいどのような機能をはたしていたのだろうか。ここでは、日本占領期のバンドゥンで発行されていたインドネシア語紙「チャハヤ」に掲載された「バンドゥン市政と隣組」と題する記事から、バンドゥン市長アトマ・ディナタによる説明をみてみよう。

アトマ・ディナタは、バンドゥン市に隣組が導入されてから9ヶ月が経過して、これまで隣組がどのような機能をはたしてきたのかについて、以下5点にわたって述べている<sup>(13)</sup>。

1. 米、椰子油、石油などの分配<sup>(14)</sup>。
2. 隣組成員よる夜警の輪番<sup>(15)</sup>。
3. 隣組内の困窮者に対する金品、物品の寄付。
4. 軍政から住民に対する告知・指令の徹底<sup>(16)</sup>。
5. 婦人会、青年団、警防団と協力した諸業務—防火<sup>(17)</sup>、非識字者の撲滅<sup>(18)</sup>、バイトゥル・マルーなどの遂行。構想中のものとして、スポーツ、協同組合など。

先述した「バンドゥン市隣組規程」の設置目的で示された4点と、アトマ・ディナタが述べた5点の機能とを照らし合わせると、「1. 住民に関するすべての業務の省力化」は、「1. 米、椰子油、石油などの分配」および「4. 軍政から住民に対する告知・指令の徹底」に、「4. 新事業による相互の繁栄と福祉の達成と、一般法令に違反しない既存の慈善事業・教育の実施」は、「2. 隣組成員よる夜警の輪番」および「5. 婦人会、青年団、警防団と協力した諸業務—防火、非識字者の撲滅、バイトゥル・マルーなどの遂行」にほぼ重なっていることがわかる。

一方、「2. 相互協力（トロン・ムノロン）と相互扶助（ゴトン・ロヨン）精神の高揚」および「3. 住民の隣組、分会、町会、区における近隣関係の感情の涵養と紐帯の強化」について、アトマ・ディナタは、「3. 隣組内の困窮者に対する金品、物品の寄付」の説明のなかで、隣組の活動を通じて住民間にゴトン・ロヨンの精神、苦楽を共にする感情が少しずつ芽生えてきていると述べている。

ほかに、隣組によってゴトン・ロヨンの精神や、近隣の団結の感情が芽生えたとする例が報告されている。たとえば、チカワオ・ティムール（Tjikawao Timoer）の隣組では、ゴトン・ロヨン精神を活かして米と椰子油を隣組内に分配したほか、屋台を開いて住民の近隣の絆を強め、団結心をうみだしたと報じられている（ジャワ新聞 1943. 10. 6）。また、チベウンジン（Tjibeunjing）区の三つのカンプンの隣組では、相互扶助（ゴトン・ロヨン）によって水道が敷設された（Tjahaja 1943. 7. 3）。

さらに、バンドゥン市の隣組結成から時を隔てず開催された第11回旧慣制度調査委員会（1943年3月25日開催）でも、ハッタがバンドゥン市の隣組を「貧シイ、困ッテ居ル家族ニハ、相互ニ扶ケ合ッテ援助ヲ與ヘル様ニシマス」（戸田 1995 第11回：26）とゴトン・ロヨンを意味していると思われる表現を用いて紹介している。

## 5. その他の都市・地域における隣組の導入

東部ジャワ最大の都市スラバヤでは、防空強化の必要性から、1943年8月末から防火隣組の結成がなされた（ジャワ新聞社 1944：212）。防火隣組は、20世帯を1つの隣組とし、5つの隣組で1つの防火群とする編成が生まれ、全スラバヤ市で6万余世帯が、3072隣組・612群で市民防火に当たっていた（ジャワ新聞 1943. 9. 29）。

フレデリックが実施したスラバヤの住民に対する聴き取り調査によれば、住民はシノマンとよばれる既存の伝統的な防火組織の活動と日本占領期の防火隣組の活動を区別して認識していなかった（Frederick 1989：117）。この住民への聴き取りから、スラバヤでは、軍政当局が既存のジャワにおける社会組織を再編することで防火隣組を結成したと考えられる。

スラバヤのほかにも、ジャカルタ、バンドゥンでも家庭防火郡が結成された。ジャカルタでは、1943年9月末に警防団幹部を招集して、警察署管内の地域に防火郡を編成することを指示し、翌月10月10日までの結成をめざした。防火郡の結成にあたっては、各戸に100リットル以上の防火用水の準備、部落内の空閑地や庭園などに防火用地と防空壕の設置を住民に奨励した（ジャワ新聞 1943. 10. 3）。このため、ジャカルタ警察署では、模範防空壕の掘削を行なった（ジャワ新聞 1943. 10. 12）。

バンドゥンでは、防空演習に家庭防火郡が参加し消火訓練が行なわれた。訓練は、爆弾、焼夷弾、ガス弾の飛来を模擬弾の色と爆竹の発砲回数で示す実践的なものであった（ジャワ新聞 1943. 10. 22）。さらに、各地で隣組制度は導入されていた。たとえば、ペカロンガン州では1943年12月1日に「ペカロンガン州告示第15号・区常会、隣組及隣組常会組織整備要領」（治官報 14

号：26)<sup>(19)</sup> が公示され、概ね10戸から20戸を単位とする隣組が結成された。「隣組整備要領」では、以下の5項目からなる目的が示されている。

1. 軍政ノ真意ヲ一般民衆ニ透徹セシメ軍政ノ円滑ナル運用ニ資セシムルコト
2. 大東亜共栄圏建設ノ大義ニ則リ区内住民ヲ組織結合シ率先自発任務ノ遂行ニ努メシムルコト
3. 新ジャワ建設委員会ノ申合実践事項ノ実践徹底ヲ期スルコト
4. 住民ノ総ユル生活ノ基礎単位タラシメ以テ住民ノ戦時生活ノ確立ト安定トヲ図ルコト
5. 固有ノ隣保共助ノ美風ヲ発揚シ住民ノ道徳的練成ト精神的団結ヲ図ルノ基礎組織タラシムルコト

「隣組整備要領」の目的の内容をみていくと、1は、隣組を通して住民に「軍政ノ真意」を徹底し、「軍政ノ円滑ナル運用」をはかろうとする軍政当局の意図が明確にあらわれている。

2は、隣組によって住民を組織化し、「率先自発任務ノ遂行」をはたす基礎的な単位をつくりあげることが企図されている。

3にある、「新ジャワ建設委員会」とは、1944年3月に発足したジャワ奉公会のことをさしている。なぜなら、ジャワ奉公会が発足後の同年3月5日に、ペカロンガン州告示第1号で、「新ジャワ建設委員会トアルヲジャワ奉公会に改ム」と規定されているからである。したがって、「隣組整備要領」が公示された1943年12月1日の時点で、ペカロンガン州では、隣組が末端におけるジャワ奉公会の実践の主体として位置づけられていたことが確認できる。

4は、隣組を「住民ノ総ユル生活ノ基礎単位」とすることで、総力戦下における銃後の動員と統制の一元化を図ろうとする軍政当局の意図がみてとれる。

5は、「バンドゥン市隣組規程」の「相互協力（トロン・ムノロン）と相互扶助（ゴトン・ロヨン）精神の高揚」と比べると、相互扶助をジャワの固有性・伝統性に一步踏み込んで「固有ノ隣保共助ノ美風ヲ発揚」と定義していることが目を引く。

ジャワに一律に隣組制度を導入した「隣保組織整備要綱」では、相互扶助を表象するゴトン・ロヨンというジャワの「伝統」を制度化する意図が強くみられる。この「ゴトン・ロヨンの制度化」の意図は、ペカロンガン州の「隣組整備要領」の文言のなかにすでに胚胎していたことが確認できる。

ペカロンガン州では、1943年12月に隣組制度をすでに導入していたことから、早くも1944年2月までには全地区で隣組の上部組織である字常会5092、隣組2万9919の結成を完了した（ジャワ新聞社 1944：194）。

また、1943年12月1日には、クドゥ州でも隣組<sup>(20)</sup>が発足した（ジャワ新聞 1943年11月21日）。さらに、同年12月4日にはマラン州でも隣組が結成されている（ジャワ新聞 1943. 12. 5）。結成にあたっては、日本的な相互扶助精神を吹き込んだ隣組という位置づけがなされた。同日夜には、訪日視察団に参加したモジョケルト県長が「日本で見た隣組」と題した報告をマラン劇場で行なっている<sup>(21)</sup>。

「隣保組織整備要綱」には、第5条「類似組織トノ関係」の（一）で「既ニ隣保組織設置ヲ見タル場合ト雖モ其ノ区域構成等不適当ナルトキハ所定ノ方針ノ従ヒ再編成ヲ為スコト」という文言がある。これは、ジャワで一律に隣保制度を導入する以前に上述のように隣組が段階的に設置されていたことを改めて示すものである。

また、先にあげたバンドゥン市、スラバヤ市、ペカロンガン州、クドゥ州、マラン州のほかの地域でも、ジャワではある程度隣保制度の導入に向けて着々と準備がなされていたと考えられる（倉沢 1992：243）。なぜなら、正式導入後のジャワ全島への浸透を見据えてか、「隣保組織整備要綱」の発令日当日である1944年1月8日に、ジャワ16軍司令官、ジャワ軍政監、総務部長、各州の長官というジャワ軍政の中枢にある者たちが、ジャカルタ州ジャティネガラ県チャワンの字常会を視察しているからである。

この字常会には、住民代表の隣組長が14名参加し、字常会長が字常会と隣組の趣旨を説明していたことが写真付で報道されている（Asia Raya 1944. 1. 12）。さらに、この一行は同日にチャワンのほかにもジャカルタ特別市のパサール・スネン市区内に設置された模範隣組の視察も行なっている（ジャワ新聞社 1944：184）。



## おわりに

本論で述べてきたように、バンドゥンをはじめとする都市や各地で、隣組や防火隣組などが試験的に、または一部の地域では正式に設置されていたことが確認された。このことは、軍政当局が全ジャワで一律に隣組制度を導入するために、ある程度の準備期間を設けていたことを示すものである。したがって、この隣組制度の試験的導入という準備期間は、日本の隣組制度がジャワの地ではどのように機能するかについて検討する機会を軍政当局に与えることになったと考えられる<sup>22)</sup>。

また、バンドゥン市では、日本占領期以前に家族会やバイトゥル・マルといった隣保組織が存在していたことで、ジャワでいち早く隣組が結成された可能性がうかがえた。また、バンドゥン市の隣組の導入は、「隣組世帯表」や「家族成員登録表」から、軍政当局による動員と統制を容易にする機能をはたしていたことが確認された。

本論で示したバンドゥンをはじめとする各地の隣組は、インドネシアの「伝統」とされ、相互扶助を表象するゴトン・ロヨンを制度化するかたちで導入されたといえる。

日本占領期におけるジャワの隣組は、1943年10月に開催された第1回中央参議院における隣保組織の設立という答申を経て（Sutter 1959 : 187 - 8）、1944年1月にジャワ全土で一律の制度として導入されることになる。そして、本論でみてきた「伝統の制度化」は、1944年1月のジャワ全土における隣組導入の際にも踏襲されていくのである。

### (注)

- (1) ウィラナタクスマは敬虔なムスリムであり、イスラームに関するいくつかの著作も発表している。著作のなかには、クルアーンのアル・バカラ（牡牛）の章をスンダ語の韻律詩で解釈したものもある（Wiranatakoesoema 193?）。クルアーンのアル・バカラの章は、おもに貧困者救済のための喜捨についての書である。このアル・バカラの章の啓示に着想を得た同著作からは、貧困者救済のために、ロイスを担い手とする隣保組織やバイトゥル・マルを創設したウィラナタクスマの

- 思想的背景の一端がうかがえる。ウィラナタクスマの履歴については、拙論（小林 未定稿）を参照。
- (2) ロイス (Rois) という名称はアラビア語で「頭」を意味する“Ro'soen”を語源とする (Soeara MIAI, 1943. 7. 1, No.13: 10)。
  - (3) スポモは、第6回旧慣制度調査委員会 (1943年2月5日) で、ジャワにおける非識字者の割合を統計では94.5パーセントであり、この10年間変化がないと発言している (戸田 1995, 第6回: 6) 。また、朝日新聞から出向し、ジャワ新聞社社長に就任した鈴木文四郎は、ジャワの識字率について「此の五千万ノ大衆ノ中文字ノ読メルモノガ三分トカ四分」と発言している (戸田 1995, 第6回: 5) 。
  - (4) ザカートは、ムスリムの義務である5行のうちの一つで、1年を通して所有財産に対して一定の割合で支払いが課せられるものである (森 2001: 395) 。
  - (5) バイトウル・マルがオランダ統治期に創設されなかった理由や、バンドゥン県のバイトウル・マル創設の詳細については、拙論 (小林 未定稿) を参照。
  - (6) バイトウル・マルの認可については、宗務部長の堀江にバイトウル・マルの定款が送付されていた (Tjahaja 1942. 8. 1) 。
  - (7) 日本占領期のジャワではじめてバイトウル・マルを創設したのは、バンドゥン県のウィラナタクスマであったが、その後、ミアイは、バイトウル・マルの活動をバンドゥン県から引き継いだ。そして、さらに、プリアンガン州、全ジャワへとバイトウル・マルの活動を展開していった。ミアイとバイトウル・マルの消長についてはベンダの研究を参照 (Benda 1953: 143-149) 。ミアイによるバイトウル・マル制度化の全体像については、ミアイの会誌『スアラ・ミアイ』の特集号を参照。Soeara MIAI, No.13 (Nomor Baitoel-Mal) 1943. 7. 1.
  - (8) インドネシア語では、"*Peratoeran Tata-Keloearga (Tonari-Gumi) dalam Daerah Bandoeng Si*"である。「バンドゥン市隣組規定」には、バンドゥン市を統括するプリアンガン州長官の命令であることが、同法令の署名と発効日の次に記載されている。記載の内容によると、プリアンガン州長官の命令日は1942年2月28日となっている。つまり、少なくとも実際の導入の3ヶ月前から隣組の構想があったことがわかる。
  - (9) スハルト政権の官製住民組織RT (Rukun Tetangga) においても住民管理の手法として「家族カード」が使用されている。「家族カード」の記載内容は、バンドゥン市における「家族成員登録表」のものときわめて近似している。スハルト政権下における家族カードを用いた住民情報管理の諸相については拙論 (小林 2003) を参照
  - (10) インドネシア語では、"*Keterangan Peratoeran Tata-Keloearga (Tonari Kumi) dalam Daerah Bandoeng Si*"である。
  - (11) 1942年12月の段階で、バンドゥン市では末端住民に対する伝達手段の必要性を意識していた。このため、バンドゥン市では、区の下に30世帯からなる分会

- (Tjantilan) を結成することを構想している (Tjahaja 1942 : 13)。
- (12) バンドゥン市では青年層の失業問題の解決を、市政の課題としてあげている (Tjahaja 1942 : 13)。
- (13) Tjahaja 1943. 12. 8.
- (14) 隣組による米の分配は、「チャハヤ」紙が報じている (Tjahaja 1943. 10. 13)。
- (15) 隣組による夜警 (ロンダ) については、同じく「チャハヤ」紙が報じている (Tjahaja 1943. 5. 23, 6. 14)。
- (16) バンドゥン市は、市政の告知のため、区長、町会長、分会長、隣組長を招いて説明会を区ごとに行なった。説明会では、家・庭の清掃、ペスト撲滅のための諸規程、隣組の説明、ネズミの駆除、米の代用としてのサゴについて徹底があった。説明会は、1943年6月22日から7月8日にかけて、毎朝朝6時から7時半まで行なわれた (Tjahaja 1943. 6. 19)。
- (17) 1943年10月2日からバンドゥンでは大規模な防空演習が行なわれた。防空演習では家庭防火郡の訓練が最大の目的とされた (ジャワ新聞 1943. 10. 22)。この家庭防火郡も隣組を単位として構成されていたと考えられる。
- (18) 非識字者の撲滅は隣組導入前にも実施されていた。1942年12月からは、バンドゥン県では、バンドゥン市外の各区で非識字者の撲滅が計画され、581名に対して識字教育がなされた (Tjahaja 1942. 12. 12)。これは「バンドゥン市隣組規程」でうたわれている「既存の慈善事業・教育の実施」が非識字者の撲滅であったことを改めて証明しているといえる。
- (19) 『治官報』と Kan Po は第2次世界大戦中、日本軍占領下のジャワで軍政当局が発行していた官報である (倉沢 1989 : 1)。治官報は日本語、Kan Po はインドネシア語で表記されている。内容は法令の通達や告示が中心であるが、軍政当局中枢による時宜をふまえたあいさつや談話、演説なども掲載されている。このため、1次史料が限定される日本占領期研究ではきわめて貴重な史料と位置づけられている。
- (20) クドゥ州の隣組設置について、ジャワ新聞では、以下のように報じている。  
各県市郡村にそれぞれ地方振興協議会を設け各地域内の官吏及び民間の有識者が会員となって毎月一回召集する、その下部組織として各区に組を置き約十戸を単位として、さらに隣保を作り区長は組長会議を、組長は隣保常会を開いて上意下達と下意下達をはかる仕組みになっている (ジャワ新聞 1943. 11. 21)。
- (21) モジョクルト県長として訪日団に同行したのはハルマニ (Harmani) である。ハラハップが訪日の印象をまとめた『戦時の日本』では、役職がモジョクルト副県長と記載されている (Harahap 1944)。
- (22) 軍政当局は、隣組制度が正式に導入されたあとも、「編成に當つては19年3月今までに都会地の整備充実を終り、漸次全島に及ぼして概ね19年末までには完了の予定である」と計画していた (ジャワ新聞社1944 : 50)。つまり、軍政当局は試

験的導入時だけでなく正式導入後も、まず都市に隣組制度を整備することを考えていたのである。このことは、ジャワ軍政当局が占領統治上の戦略から、ジャワにおける都市のもつさまざまな首位性を見据えていたことを示すものである。

## 〈文献〉

### 1. 公刊

#### (日本語)

- 倉沢愛子, 1992, 『日本占領下のジャワ農村の変容』草思社。
- , 2014, 「戦時期ジャワの隣組・字常会」『三田学会雑誌』107(3): 425-443。
- 小林和夫, 2003, 「スハルト開発体制下の都市住民組織を媒介とした住民情報管理—東ジャカルタ市のRT/RWを事例として」『日本都市社会学会年報』21号: 97-115。
- , 2006, 「日本占領期ジャワにおける『伝統の制度化』—隣組制度とゴトン・ロヨン」『アジア経済』47-10号: 2-29。
- , 未定稿, 「日本占領期ジャワにおけるイスラーム教理の制度化—バンドゥン県のバイトゥル・マル (baytoel-mal) を事例として」
- 小座野八光, 1997a, 「日本占領下ジャワの村落行政」倉沢愛子編『東南アジア史のなかの日本占領』早稲田大学出版部: 3-30。
- , 1997b, 「日本占領下のジャワ村落首長」『東南アジア—歴史と文化』26号: 37-58。
- , 2001, 「20世紀中葉のジャワ村落社会構造の変容についての一考察—中部ジャワ北海岸チョマル地方の事例より」『上智アジア学』19号: 59-86。
- 爪哇軍政監部総務部企畫課法制班, 1942-1945, 「治官報」(=1989 [復刻版], 倉沢愛子編解題『治官報・Kan Po』龍溪書舎)
- ジャワ新聞社, 1944, 『ジャワ年鑑 (昭和19年) 紀元二千六百四年』(=1973 [復刻版], 『ジャワ年鑑 (昭和19年) 紀元二千六百四年』ビプリオ)。
- 戸田金一, 1995, 旧慣制度調査委員会, 『旧慣制度調査委員会議事録』(戸田金一復刻『日本軍政下インドネシア 旧慣制度調査委員会議事録 全二分冊の二』)
- 森信生, 2001, 「ザカート」『岩波イスラーム辞典』岩波書店: 395-396。

#### (外国語)

- Anderson, Benedict R.O'G., 1961, *Some Aspects of Indonesian Politics under the Japanese Occupation: 1944-1945*. Ithaca: Cornell University.
- , 1966, "Japan: The Light of Asia." Josef Silverstein ed. *Southeast Asia in World War II: Four*

- Essays*, New Haven: Southeast Asia Studies, Yale University, 13-50.
- Benda, Harry J., 1958, *The Crescent and the Rising Sun: Indonesian Islam under the Japanese Occupation 1942-1945*, The Hague and Bandung: W. van Hoeve.
- Cribb, Robert, 1991, *Gangsters and Revolutionaries: The Jakarta People's Militia and the Indonesian Revolution 1945-1949*, Honolulu: University of Hawaii Press.
- Frederick, William, 1989, *Visions and Heat: The Making of the Indonesian Revolution*, Athens: Ohio University Press.
- Friend, Theodore, 1988, *The Blue-Eyed Enemy: Japan against the West in Java and Luzon, 1942-1945*. Princeton: Princeton University Press.
- Herring, Bob, 2002, *Soekarno: Founding Father of Indonesia 1901-1945*, Leiden: KITLV Press.
- Kanahele, George S., 1967, *The Japanese Occupation of Indonesia: Prelude to Independence*, Ph.D. dissertation, Cornell University (= 1977, 後藤乾一・近藤正臣・白石愛子訳『日本軍政とインドネシア独立』鳳出版).
- Reid, Anthony, 1974, *The Indonesian National Revolution 1945-50*, Hawthorn: Longman.
- Sato, Shigeru, 1994, *War, Nationalism and Peasants: Java under the Japanese Occupation 1942-1945*, New York: M.E. Sharpe.
- Sutter, John, O., 1959, *Indonesianisasi: Politics in a Changing Economy, 1940-1955 (Volume I: The Indonesian Economy at the Close of the Dutch Period and under the Japanese)*, New York: Southeast Asia Program, Department of Far Eastern Studies, Cornell University.
- Trimurti, S.K., 1944, "Tjara Gotong Royong Dizaman Modern", *Pandji Poestaka*, No.11, 1944.6.1,
- Wiranatakoesoema, R.A.A., 193?, *Soerat Al-Baqarah: Tafsir Soenda damelan Al-Hadji R.A.A. Wiranatakoesoema*, Bandoeng: Pustaka.

## 2. 公文書

Bandoeng Si, 1943a, *Peratoeran Tata-Keloearga (Tonari-Gumi) dalam Daerah Bandoeng Si*.

———, 1943b, *Keterangan Peratoeran Tata-Keloearga (Tonari-Gumi) dalam Daerah Bandoeng Si*.

(オランダ国立戦争・ホロコースト・ジェノサイド研究所 所蔵)

## 3. その他

(新聞)

〈日本語〉

ジャワ新聞

〈インドネシア語〉

Asia Raya (発行地：ジャカルタ)

Pikiran Rakyat (発行地：バンドゥン)

Tjahaja (発行地：バンドゥン)

(雑誌)

〈インドネシア語〉

Pandji Poestaka

Soeara MIAI